

私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱

(通則)

第1条 県内の私立高等学校及び私立特別支援学校の専攻科(以下「私立高等学校等専攻科」という。)の生徒への修学支援に係る私立高等学校等専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の交付については、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱に基づいて交付する専攻科支援金は、私立高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に係る授業料に対し、予算の範囲内で専攻科支援金を支給し、私立高等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(専攻科支援金の対象及び支給額)

第3条 専攻科支援金の支給は、私立高等学校等専攻科の生徒であって、次の各号の全てに該当する者を対象とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者
- (4) 保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者をいう。)の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、次のア又はイに該当する者
 - ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者
 - イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者(アに該当する者を除く。)

(5) 高等学校等専攻科の学科のうち、大学(短期大学を含む。)への編入学基準(平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準)を満たす課程又は国家資格者養成課程(特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。)に通う者

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、原則として、当該各号に定める時点から専攻科支援金の支給対象としない。ただし、災害、疾病その他やむを得ない事由があると都道府県が判断した場合は、この限りでない。

- (1) 退学又は停学(3か月以上のものに限る。)の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月

3 専攻科支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる要件に応じ、同表の中欄に掲げる額とする。ただし、右欄に掲げる額を上限とする。なお、納入する授業料の月額、授業料減免等により授業料の一部又は全部が免除されている場合、当該授業料減免等により減じた後の実際に支払うべき金額とする。

要件	支給額	支給額の上限
(1)第3条第1項第4号アに該当する世帯	納入する授業料の月額	月額 35,600 円
(2)第3条第1項第4号イに該当する世帯	納入する授業料の月額の1/2	月額 17,800 円

(事務手続及び受給の代理)

第4条 専攻科支援金に必要な事務手続は、当該事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して行うものとする。

2 代理申請者は、専攻科支援金について岩手県知事（以下「知事」という。）から、事務手続を代理する申請者に関する通知を受領した場合、その内容について当該申請者に速やかに通知しなければならない。

3 申請者が受給すべき専攻科支援金は、その代理申請者が交付を受け、当該申請者が代理申請者に支払うべき授業料に充てなければならない。

(受給資格の認定)

第5条 専攻科支援金を受給しようとする者は、別に定めるところにより、専攻科支援金の受給資格の認定について、代理申請者を経由して知事に申請し、その認定を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を受理したときは、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定した上、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

(収入状況の届出)

第6条 前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）は、別に定めるところにより、保護者等の収入の状況に関する事項について、代理申請者を経由して知事に届け出なければならない。

(受給資格の消滅)

第7条 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者の受給資格が消滅したときは、別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、審査又は確認の上、その結果を代理申請者に通知するものとする。

(授業料額の変更)

第8条 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者の授業料の額又は授業減免等より授業料を減じた額に変更があったときは、別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(交付の申請)

第9条 専攻科支援金の交付を受けようとする代理申請者は、別に定める期日までに様式第1号により交付申請書を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は様式第2号により代理申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

(交付の変更申請)

第11条 代理申請者は、前条の規定による交付の決定の内容を変更しようとするときは、様式第3号による変更交付申請書及び別に定める書類を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(交付の変更決定)

第12条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、承認又は不承認の決定を行わなければならない。この承認の決定を行う場合において、知事は様式第4号により、代理申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項に基づいて交付の変更決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第13条 第10条の規定による交付の決定又は前条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、当該決定に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定に基づく申請の取下げがあったときは、当該申請に係る第10条の規定による交付の決定又は前条の規定による交付の変更決定はなかったものとみなす。

(請求及び精算)

第14条 第10条の規定による交付の決定又は第12条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、別に定める期日までに様式第5号を知事に提出し、当該決定について請求又は精算しなければならない。

(前金払)

第15条 第10条の規定による交付の決定又は第12条の規定による交付の変更決定を受けた代理申請者は、専攻科支援金の前金払を請求するときは、別に定める期日までに様式第6号を知事に提出しなければならない。

(支払いの差止め)

第16条 知事は、受給権者から第6条の規定による届け出がない場合又は受給権者が停学(3か月未満のものに限る。)の処分を受けた場合は、別に定めるところにより専攻科支援金の支払いを停止する。

- 2 代理申請者は、事務手続を代理する受給権者に停学(3か月未満のものに限る。)の処分を行ったときは、別に定めるところにより、知事に届け出をしなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により専攻科支援金の支払いを停止した場合には、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

(支給一時停止及び支給再開)

第17条 受給権者が休学した場合、休学した日の属する月の翌月から、復学した月の属する月までの支給を一時停止する。この場合において、受給権者は別に定めるところにより代理申請者を經由して知事に届け出をしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により支給を一時停止又は再開した場合には、別に定めるところにより代理申請者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第 18 条 知事は、専攻科支援金の交付に関し必要があると認めるときは、代理申請者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第 19 条 代理申請者は、専攻科支援金の受領が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 7 号による実績報告書その他の書類（以下「実績報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 20 条 知事は、実績報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る専攻科支援金の支給の実績結果が交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定し、様式第 8 号による確定通知書により代理申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、代理申請者に交付すべき専攻科支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える専攻科支援金が交付されているときは、代理申請者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 21 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第 10 条に規定する交付の決定又は第 12 条に規定する交付の変更決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者又は代理申請者が、法令、規則、本要綱、専攻科支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 代理申請者が、専攻科支援金を目的以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者又は代理申請者が、専攻科支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、専攻科支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した専攻科支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を代理申請者に命ずるものとする。
- 3 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による専攻科支援金の返還を命ずる場合には、申請者又は代理申請者に対し、当該命令に係る専攻科支援金を代理申請者が受領した日から、当該命令により返還すべき専攻科支援金を代理申請者が納付する日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づく専攻科支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(専攻科支援金の経理)

第 22 条 代理申請者は、専攻科支援金の経理についての帳簿を備え、専攻科支援金とそれ以外の経理

とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、専攻科支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 代理申請者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を専攻科支援金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第23条 代理申請者は、専攻科支援金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(支給実績証明書)

第24条 専攻科支援金の受給資格が消滅した者が、岩手県において支給を受けた専攻科支援金について証明を受けたいときは、別に定めるところにより知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項による申請を受理したときは、前項の申請者に対し、別に定めるところにより支給実績証明書を交付するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、専攻科支援金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領

私立高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）に関する事務の取扱いは、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及び私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要綱（令和2年制定。以下「要綱」という。）によるほかこの要領によるものとする。

（対象となる者）

第1条 要綱第3条第1項第3号に規定する在学した期間は、その初日において高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）に在学していた月を1月として計算することとし、次の各号に掲げる期間は通算しないものとする。

- （1）日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を1月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることができた月を除く。）
 - （2）高等学校等専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校等専攻科を休学していた期間を含む。）
- 2 要綱第3条第1項第4号にいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。
- 3 高等学校等専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日に於いて生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。
- 4 保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象とする。

（対象となる学校）

第2条 要綱第3条第1項第5号にいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

（支給期間）

第3条 専攻科支援金の算定対象となる専攻科支援金の支給期間は、高等学校の専攻科については最大で24月、特別支援学校の専攻科については最大で36月とする。ただし、次の各号に規定するものについては当該修業年限とする。

- （1）高等学校の専攻科の定める修業年限が24月に満たないもの。
- （2）特別支援学校の専攻科の定める修業年限が36月に満たないもの。
- （3）特別支援学校の専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県知事が必要と認めるもの。

- 2 受給権者が転学等をする場合において、転学元と転学先での修業年限が異なるときは、転学先の修業年限（月数）から転学元の在学期間相当（転学元での在学月数×転学先の修業年限÷転学元の修業年限により得た月数※端数切捨て）を除いた月数を転学先での残りの支給期間とする。

（支給額）

第4条 要綱第3条第3項の規定により、所得に応じた補助対象上限を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断する。

なお、実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円になることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、住民税非課税世帯の支給額の対象となる。

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	世帯年収の目安（参考）
区分1 住民税非課税世帯	0円（非課税）	270万円未満程度
区分2 住民税非課税に準ずる世帯 ※住民税非課税世帯の1/2倍	100円以上85,500円未満	270～380万円未満程度

（受給資格認定）

第5条 要綱第5条に規定する受給資格の認定に当たっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒は、様式第1号の1に保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付し、事務手続及び専攻科支援金の受領について委任を受けた学校設置者（以下「代理申請者」という。）を経由して岩手県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- 2 代理申請者は、前項に規定する書類に様式第1号の2及び様式第2号の1又は様式2号の2を添付し、岩手県が別に通知する日までに知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、要綱第5条第2項に規定する受給資格の認定を決定したときは様式第3号の1及び様式第3号の2により、受給資格の不認定を決定したときは様式第4号により代理申請者に通知するものとする。

（収入状況の届出）

第6条 要綱第6条に規定する届出は、様式第1号の1に課税証明書等を添付し、毎年度岩手県が別に通知する日までに代理申請者を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、保護者等に変更があった場合又は保護者等の道府県民税所得割額若しくは市町村民税所得割額に変更があった場合には、様式第1号の1に変更後の課税証明書等を添付して、代理申請者を経由して速やかに知事に提出しなければならない。ただし、提出すべき課税証明書等の額に変更がない場合は課税証明書の添付を要しない。
- 3 代理申請者は、第1項に規定する書類に様式第1号の3及び様式第2号の1又は様式2号の2を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 代理申請者は、第2項に規定する書類に様式第1号の3を添えて知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第3項の書類を審査し、支給の可否及び支給額を判定した結果、継続支給することを決定した場合には様式第3号の2により、受給資格の消滅を決定した場合には様式第5号の2により代理申請者に通知するものとする。
- 6 知事は、第4項の書類を審査し、支給の可否及び支給額を判定した結果、継続支給することを決定した場合には様式第3号の3により、受給資格の消滅を決定した場合には様式第5号の2により代理申請者に通知するものとする。

（受給資格の消滅）

第7条 要綱第7条第1項に規定する届出は、消滅の事由判明後、様式第5号の1により速やかに知事に提出しなければならない。

2 要綱第7条第2項に規定する審査又は確認の結果は、次の各号の規定により代理申請者に通知するものとする。

(1) 要綱第3条第2項第2号又は第3号に該当しなくなったもの 様式第5号の3

(2) 上記以外の理由によるもの 様式第5号の4

(授業料額の変更)

第8条 要綱第8条に規定する届出は、様式第6号により速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類を審査し、支給額を判定した結果、支給額が変動する場合には様式第3号の3により代理申請者に通知するものとする。

(交付の変更申請)

第9条 要綱第11条に規定する別に定める書類は、様式第7号とする。

(支払いの差止め)

第10条 要綱第16条第1項に規定する受給権者の停学（3か月未満のものに限る）による支払いの差止めは、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの期間とする。なお、処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をせず、支給期間の進行は停止しないこととする。

2 要綱第16条第2項に規定する届出は、様式第8号により速やかに知事に提出しなければならない。

3 要綱第16条第3項に規定する通知は、次の各号により代理申請者に通知するものとする。

(1) 要綱第6条の規定による届出がないことによる支払いの差止め 様式第9号の1

(2) 受給権者の停学（3か月未満のものに限る）による支払いの差止め 様式第9号の2

(支給一時停止及び支給再開)

第11条 要綱第17条第1項の規定による届出は、次の各号により代理申請者を經由して速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 受給権者の休学による支給一時停止 様式第10号の1

(2) 受給権者の復学による支給再開 様式第10号の2

2 代理申請者は、前項第1号に規定する書類に様式第10号の3を、前項第2号に規定する書類に様式第10号の4を添えて知事に提出しなければならない。

3 要綱第17条第2項の規定による通知は、次の各号により代理申請者に通知するものとする。

(1) 受給権者の休学による支給一時停止 様式第11号の1

(2) 受給権者の復学による支給再開 様式第11号の2

(支給実績証明書)

第12条 要綱第24条第1項の規定による申請は、様式第12号の1により知事に提出しなければならない。

2 要綱第24条第2項の規定する支給実績証明書は、様式第12号の2により申請者に交付するものとする。

(別に定める期日)

第13条 要綱各条に規定する別に定める期日は、毎年度岩手県が別に通知する日までとする。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年9月16日から施行し、令和2年度の事業から適用する。